

○大府市コミュニティ周年記念事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市コミュニティ推進組織（以下「推進協議会」という。）が実施する記録誌の発行事業及び周年記念事業に対して、予算の範囲内において交付する大府市コミュニティ周年記念事業補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、大府市コミュニティ推進補助金交付要綱に準ずる。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、推進協議会が発足から5周年目及び10年ごとを単位とした周年を迎えたときに協議会が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 5周年目に実施する事業 記念誌の発行事業
 - (2) 10年を単位として実施する事業 記念誌の発行事業及び周年記念事業
- 2 周年記念事業については、記念品代、食料費等は補助の対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費のうちの5分の3の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。ただし、前条第1項第1号の事業は5万円、第2号の事業は30万円を限度とする。

(補助金交付手続)

第5条 補助金交付手続については、大府市補助金等交付規則によるものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。